

2014年10月14日 全11頁

# 法律・制度 Monthly Review 2014.9

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 9月は、G20 財務相・中央銀行総裁会議がオーストラリア・ケアンズで開催され、G-SIBs に対し破綻時のペイルイン債務を求めるかが議論されたこと（20日～21日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○9月の法律・制度レポート一覧	2
○9月の法律・制度に関する主な出来事	3
○10月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
金融庁、ジュニアNISA 創設を要望	6
○レポート要約集	8
○9月の新聞・雑誌記事・TV等	11
○9月の大和総研ウェブサイトコラム	11

## ◇9月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
2日	MiFID IIによる アルゴリズム取引、HFT規制の概要	横山 淳	金融商品 取引法	14
	農協の再編に関する法律など 農協同士の合併を例に、法律ごとにワンポイント解説	堀内 勇世	金融制度	8
8日	東証上場制度整備懇談会 ライツ・オフリングの見直し ～ノンコミットメント型を制限へ～	横山 淳	金融商品 取引法	8
	法律・制度 Monthly Review 2014.8 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	8
11日	流動性カバレッジ比率（LCR）の告示案 ～【金融庁告示案】国際統一基準行、 2015年3月末よりLCRの段階適用～	鈴木 利光	金融制度	46
16日	MiFID II・MiFIRによる投資者保護規制強化の概要 ～特に、リテール向け仕組み金融商品に関して 適合性原則を徹底～	是枝 俊悟	金融商品 取引法	13
19日	金融庁、ジュニアNISA創設を要望 ～平成27年度税制改正要望① 金融庁（NISA関連）～	是枝 俊悟	税制	12
24日	大口信用供与等規制の細則の見直し（案）① ～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案】 見直し（案）の概要～	鈴木 利光	金融制度	20
25日	法律・制度のミニ知識 民法改正要綱仮案のポイント ～民法の債権関係部分の改正の方向性が明らかに！～	堀内 勇世	その他法律	10

## ◇9月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
2日	◇金融庁、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明を行った機関投資家等を公表（2回目）。機関投資家等の総数は160で、前回比33増加。
3日	◇東証、「決算・業績に関する不明確な情報への適切な対応のお願い」を公表。 ◇東証、新株予約権証券の上場制度の改正案を公表。ノンコミットメント型のライツ・オフリングについて、証券会社の審査または株主総会の承認、および一定の業績・財務基準を満たすことを求める案（10月3日まで意見募集）。
8日	◇欧州委、クロスボーダーの合併・分割に係る市中協議文書を公表（12月1日まで意見募集）。
9日	◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「トレーディング勘定の仮想ポートフォリオ定量的影響度調査の分析」を公表。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、「『石油価格報告機関に関する原則』の実施状況に関する報告書」および「『商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則』の実施状況に関する報告書（最新版）」を公表。
10日	◇金融庁、「家計の資産形成を支援する制度の在り方に関する調査」報告書を公表。
11日	◇金融庁、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」を公表。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を公表（2016年1月1日以後開始事業年度から発効）。 ◇バーゼル委、2013年12月末（日本については9月末）を基準日とする「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表。 ◇日本と英領バージン諸島との租税情報交換協定の効力発生に必要な手続きが完了（10月11日から発効）。
12日	◇店頭デリバティブ主要当局者会合（日米欧等の主要当局から構成される）、クロスボーダー適用の論点に関し、G20への報告書を作成し公表。 ◇金融庁、証券化リスク・リテンション規制に関する監督指針の一部改正案等を公表（10月14日まで意見募集）。 ◇金融庁、「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点」を公表。 ◇金融庁、「NISA口座の開設・利用状況等調査（平成26年6月30日現在）」を公表。口座数は727万3,667口座、買付総額は1兆5,631億円に。 ◇日・スウェーデン租税条約の改正議定書の発効に必要な手続きが完了。利子について原則免税にする等の改正。10月12日に発効し、原則2015年1月1日（以後開始課税年度）から適用。
16日	◇金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正等を公表し同日適用。保険募集態勢における規定の整備等。 ◇OECD、多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関するG20諸国向けの第1次BEPS提言を発表。 ◇日証協、「個人投資家の証券投資に関する意識調査（概要）」を公表。 ◇IASB、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」を公表（2015年1月16日まで意見募集）。 ◇FSB、「長期の投資ファイナンスの利用可能性に影響を与える金融規制上の要素」に関する報告書のアップデートを公表。

17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正の公表。投資信託制度の抜本改正に関する監督指針の整備（同日および12月1日から適用）。</li> <li>◇IOSCO、「中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかるリスク削減措置」を公表（10月17日まで意見募集）。</li> <li>◇IASB、ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」を公表（2015年1月15日まで意見募集）。</li> <li>◇日証協、「平成27年度税制改正に関する要望」を公表。NISAの非課税期間・口座開設期間の恒久化、ジュニアNISAの創設、年間投資限度額の引き上げなどを要望。</li> <li>◇英国財務報告評議会（FRC）、コーポレート・ガバナンス・コードの改訂版を公表。</li> </ul>
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融安定理事会（FSB）、「店頭デリバティブ規則の相互依拠に関する報告書」を公表。</li> </ul>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇FSB、「店頭デリバティブ取引の情報集約に関する実現性調査」を公表。</li> </ul>
20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇G20財務相・中央銀行総裁会議がオーストラリア・ケアンズで開催（21日まで）。G-SIBsに対し破綻時のペイルイン債務を求めるかが議論される。</li> </ul>
24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇東証、第一種金融商品取引業者の事業年度規制の見直し等に伴う取引参加者制度の整備案を公表（10月24日まで意見募集）。</li> <li>◇東証、投資信託制度の抜本改革に係る上場制度の整備案を公表（10月24日まで意見募集）。REITの自己投資口取得、新投資口予約権の割当などに係る規定を整備する案。</li> <li>◇日証協、「外国証券の取引に関する規則」の一部改正案を公表。投資信託制度の抜本改革に関する規則整備案（10月14日まで意見募集）。</li> </ul>
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇バーゼル銀行監督委員会及び第18回銀行監督者国際会議が中国・天津で開催。バーゼルⅢ関連規制の進捗状況と今後の発表予定を公表。</li> </ul>
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融審議会総会が開催。麻生金融担当大臣より、プロ向けファンドをめぐる制度のあり方、決済及び関連する金融業務のあり方等について検討するよう諮問。</li> </ul>
29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国税庁、「年金の方法により支払いを受ける保険金の支払請求権（受給権）の相続税法上の評価の取扱いの変更について」を公表（過去に遡って適用）。</li> <li>◇欧州理事会、大企業における非財務情報と多様性の情報の開示に係る指令を承認。</li> </ul>
30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等が公布（同日以後、順次施行）。企業結合会計基準の改正に伴う対応。</li> <li>◇米国連邦準備理事会（FRB）、ドッド・フランク法で定めた資本規制を保険会社に義務付けた場合の影響度調査を行う旨、公表。</li> <li>◇欧州委、信用格付機関への規制強化案を採択。</li> </ul>

## ◇10月以後の法律・制度の施行スケジュール

	日付	施行される内容
2014年 (H26)	10月1日	◇企業型確定拠出年金への拠出限度額、引き上げ。
	10月中	◇ノンコミットメント型ライツ・オフリングの規制強化（予定）。
	12月1日	◇投資信託制度改革の適用開始。 ・投資信託等のトータル・リターンの通知制度の適用開始。 ・投資法人における新投資口予約権の発行、自己投資口の取得が解禁。 ◇大口信用供与規制の見直しの施行（予定）。
	12月31日	◇この日の財産状況に係る国外財産調書から、国外財産調書の不提出・虚偽記載について罰則適用開始。 ★直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税措置の適用期限。
2015年 (H27)	1月1日	◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の4割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が40%から45%に引き上げ。 ◇NISAの1年単位の取扱金融機関変更の手続きが可能に。 ◇個人による物価連動国債の購入が可能に（2016年1月1日以後償還のものに限る）。 ◇国外証券移管等調書制度の導入。
	3月31日	★研究開発促進税制（総額型）の租税特別措置による控除限度額上乘せ（20%→30%）の適用期限。
	4月1日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	4月ごろ	◇会社法改正法の施行見込み。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直しなど。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。 ◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。
	10月ごろ	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始（予定）。
	12月31日	★「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。
2016年 (H28)	1月1日	◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始（予定）。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。

※2014年9月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。太字は2014年9月中に決定した事項。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。★印は平成27年度税制改正要望により関係省庁から制度の延長・恒久化等が要望されている事項。

## ◇今月のトピック

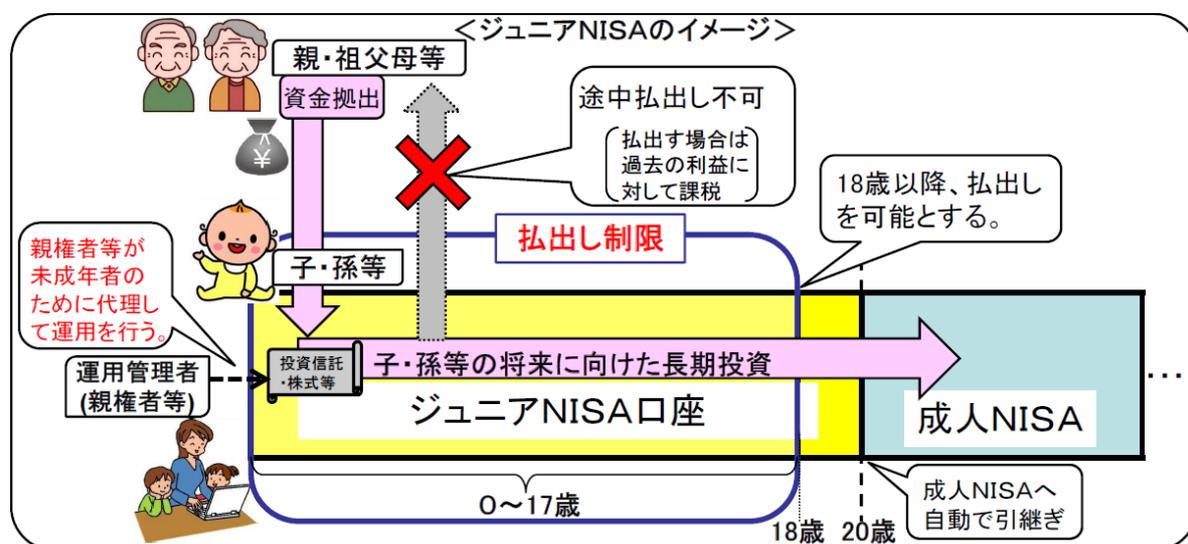
## 金融庁、ジュニアNISA 創設を要望

2014年9月19日 是枝 俊悟

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140919\\_008960.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140919_008960.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 ジュニアNISA（案）のイメージ



(出所) 金融庁「平成27年度税制改正要望項目」(平成26年8月)

図表2 ジュニアNISA（案）の概要

項目	概要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等 (※成人NISAに準ずる)
投資可能期間	平成35年まで (※成人NISAに準ずる)
非課税期間	投資した年から最長5年間 (※成人NISAに準ずる)
運用管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う</li> <li>18歳まで払出し制限を課す</li> <li>※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする</li> </ul>

(出所) 金融庁「平成27年度税制改正要望項目」(平成26年8月)

図表3 世帯構成別の1世帯あたりの収入・黒字額等（月額、単位：万円）

世帯構成	男性 単身	女性 単身	2人以上の世帯						共働き 世帯※1
			34歳以下	34歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	
世帯主年齢	34歳以下	34歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	—
実収入	32.6	27.8	46.0	48.9	54.2	59.6	61.2	57.9	70.1
可処分所得	26.8	23.0	38.4	40.4	44.0	48.0	49.3	46.1	57.2
黒字※2	10.3	6.0	11.7	12.5	14.0	13.3	12.1	11.0	20.9
金融資産純増	10.7	7.4	9.2	9.2	9.0	8.7	8.2	7.7	16.8
投資可能額※3	10.3	6.0	9.2	9.2	9.0	8.7	8.2	7.7	16.8

月額10万円の投資も可能  
→引き上げ後の上限まで  
投資の可能性

月額10万円の投資は厳しいが、  
月額8.3万円超の投資は可能  
→投資額の上積みの可能性

月額10万円の投資も可能。  
夫婦2人分の口座で合わせて月額  
16.8万円の投資も可能  
→投資額の上積みの可能性

※1 2人以上世帯のうち夫が勤労者、妻が月収8万円以上の勤労者の世帯

※2 黒字＝金融資産純増＋（金融資産以外の）資産純増＋負債純減

※3 投資可能額（家計調査の集計項目ではない）は、「黒字」と「金融資産純増」のいずれか少ない方の金額

※4 いずれも勤労者世帯の統計である。

（出所）総務省「家計調査」（2013年）をもとに大和総研作成

図表4 世帯主年齢別の1世帯あたりの貯蓄・負債（単位：万円）

世帯構成	2人以上世帯のうち勤労者世帯				2人以上の世帯	
	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
世帯主年齢						
貯蓄	614	1,033	1,514	2,185	2,385	2,385
預貯金（普通）	233	267	300	450	456	429
預貯金（定期）	184	327	552	927	1,040	1,107
生命保険など	130	270	436	510	527	400
有価証券	39	83	140	251	327	440
金融機関外	27	85	85	46	35	9
負債	1,016	1,011	588	227	204	93
住宅ローン	967	958	518	189	165	70
住宅ローン以外	49	53	70	38	39	23
純資産（貯蓄－負債）※	-402	22	926	1,958	2,181	2,292

既存のストック（預貯金等）を活用して、  
NISAでの投資、贈与を行ってのジュニア  
NISAへの投資が行われる可能性

※ここでの純資産には、住宅や自動車などの実物資産は含まない。

（出所）総務省「家計調査」（2013年）をもとに大和総研作成

図表5 2019年時点で年間投資限度額が120万円まで拡大されていた場合のロールオーバー

投資開始年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
2014年	100万円									
2015年										
2016年										
2017年										
2018年										
2019年						120万円				

2014年に100万円分の株式や投資信託を購入

2018年末時点で120万円まで時価が増加しているも、全額をロールオーバーすることが可能になる

（出所）大和総研作成

## ◇レポート要約集

### 【2日】

#### MiFID IIによるアルゴリズム取引、HFT規制の概要

EUにおける金融商品、サービス、市場に関する規制を定めた金融商品市場指令（MiFID）の大幅な見直し（いわゆるMiFID II）が、2014年4月にEU議会で承認され、6月にはEU官報で公布された。

この中で、金融商品市場における技術革新への対応として、アルゴリズム取引やHFT（超高速取引、高頻度取引）に対する規制も盛り込まれている。

具体的には、①当局への通知義務、情報提供義務等、②システム、リスク管理、③マーケット・メイカー規制（一定の流動性提供義務など）、④DEA、コロケーション規制などである。

MiFID IIは、2016年7月までにEU加盟国による国内法化が行われ、2017年1月から実施することが予定されている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140902\\_008904.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140902_008904.html)

#### 農協の再編に関する法律など農協同士の合併を例に、法律ごとにワンポイント解説

貯金や資金貸付などの金融サービスを提供する信用事業を行う農協の数の最近の推移を見ると、減少している。この減少の原因の中には、合併などの再編があったものと推測される。

農協が再編を行う場合にどのような法律が関わってくるのだろうか。再編は大変複雑な行為であるので、多くの法律が関係していると思われる。

ここでは農協同士が合併する場合を前提に、農協の根拠法である農業協同組合法や、協同組織金融機関の優先出資に関する法律といった基本的と思われる主だった法律を掲げ、ごく簡単な解説を加えたい。

また、参考までに再編強化法、農水産業協同組合貯金保険法、金融機能強化法、独占禁止法についても触れることにする。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140902\\_008905.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140902_008905.html)

### 【8日】

#### 東証上場制度整備懇談会 ライツ・オフリングの見直し

##### ～ノンコミットメント型を制限へ～

2014年7月25日、東証の上場制度整備懇談会は、「我が国におけるライツ・オフリングの定着に向けて」を公表した。

この中で、上場制度整備懇談会は、ライツ・オフリングの現状や問題点を踏まえて、①ノンコミットメント型ライツ・オフリングについては、証券会社による審査又は株主の承認を受けた上で、一定の業績基準を要求する、②ライツ（新株予約権）の上場日を権利行使期間の開始後とする、といった提言を行っている。

これを踏まえて、東証は、2014年9月3日、上場基準の見直しなどを行う「新株予約権証券の上場制度の見直しについて」を公表し、①については2014年10月、②については会社法改正法の施行日から実施する方針を明らかにした。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140908\\_008921.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140908_008921.html)

## 法律・制度 Monthly Review 2014. 8

### ～法律・制度の新しい動き～

8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

8月は、金融庁が大口信用供与等規制の見直しに係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案を公表したこと（11日）、法制審議会が「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」を取りまとめたこと（26日）、各省庁が平成27年度税制改正要望を公表したこと（29日ごろ）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140908\\_008920.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140908_008920.html)

### 【11日】

#### 流動性カバレッジ比率（LCR）の告示案

##### ～【金融庁告示案】国際統一基準行、2015年3月末よりLCRの段階適用～

2014年7月31日、金融庁は、流動性カバレッジ比率（LCR: Liquidity Coverage Ratio）に係る「告示」の案（LCR告示案）を公表している（コメント提出期限は2014年9月1日）。

LCRとは、「ストレス下において30日間に流出すると見込まれる資金（分母）を賄うために、短期間に資金化可能な資産（分子）を十分に保有しているかを表す指標」を指す。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2010年12月に公表した「バーゼルⅢ」にて、新たにLCRをバーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制に関するガイドライン）に加えている。

LCR告示案は、BCBSが2013年1月に公表したLCRの最終報告（LCRテキスト）を、我が国の法律等に落とし込むものである。

LCR告示案の適用対象は、国際統一基準行である。具体的には、海外営業拠点を有する銀行、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、最終指定親会社である。

当然のことながら、LCR告示案の内容は、LCRテキストの内容と概ね一致している。もっとも、一点、LCR告示案には、LCRテキストと比して不透明な部分がある。それは、流動性ストレス時における適格流動資産の利用の是非である。

BCBSは、LCRテキストにて、流動性ストレス時においては、適格流動資産を利用し、その結果としてLCRが100%を下回ることを許容している。

これに対して、LCR告示案では、そのような場合の取扱いが規定されていない。この点については、今後、「監督指針」や「Q&A」の改正にて手当てがされるか否かが注目されよう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140911\\_008934.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140911_008934.html)

### 【16日】

#### MiFIDⅡ・MiFIRによる投資者保護規制強化の概要

##### ～特に、リテール向け仕組み金融商品に関して適合性原則を徹底～

2014年6月にEUは、MiFIDⅡ、MiFIRを公布した。MiFIDⅡ・MiFIRにおいては、投資者保護規制および金融当局による商品への停止等命令（intervention）について、リテール向け仕組み金融商品の問題を意識した条項が設けられている。細則については、委任規定

（delegated acts）で定めることとされており、ESMAが委任規定の制定に向けたコンサルテーション・ペーパー（CP）を公表し、意見募集中である。

MiFID II、MiFIR の規定および、委任規定に関する ESMA の CP による提案が成案となり施行されると、仕組み金融商品の組成時の適合性原則が徹底され、費用・手数料の開示と適合性報告書の提供が義務付けられる。また、金融機関がこれらを遵守しないなど投資者保護に重大な懸念があると金融当局が判断した際には、当該仕組み金融商品・サービスの販売を停止したり制限したりできるようになる。

これらの重層的な規制によって、金融機関がリテール顧客に仕組み金融商品を販売する際には、当該顧客が十分に商品の性質を理解し、顧客に適合した商品が販売される状況が担保されるようになるものと考えられる。

一方で、規制の強化により金融機関が仕組み金融商品を組成・販売する際のコストは大幅に増加するものと考えられる。規制の強化によって、金融商品の多様性が損なわれることも懸念される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140916\\_008941.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140916_008941.html)

## 【19日】

### 金融庁、ジュニア NISA 創設を要望

#### ～平成 27 年度税制改正要望①～金融庁（NISA 関連）～

2014 年 8 月 29 日、金融庁は「平成 27 年度税制改正要望項目」を発表した。本稿は金融庁の税制改正要望のうち、NISA 関連について解説する。

金融庁は、0 歳から 19 歳の未成年者が口座開設できるジュニア NISA の創設を要望している。主に、親や祖父母等から贈与を受けた資金を用い、親権者等が未成年者のために代理して運用を行うことが想定されている。ジュニア NISA の年間投資限度額は 80 万円までとしている。

金融庁は、(成人の) NISA について、年間投資限度額を現行の 100 万円から 120 万円に引き上げることが要望している。毎月 10 万円×12 ヶ月の毎月投資に利用しやすい金額とすることが想定されている。また、金融庁は、NISA の口座開設時の手続きの簡素化・迅速化も要望している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140919\\_008960.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140919_008960.html)

## 【24日】

### 大口信用供与等規制の細則の見直し（案）①

#### ～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案】見直し（案）の概要～

2014 年 8 月 11 日、金融庁は、「平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）等に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案」（銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案）を公表している。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案は、2013 年 6 月 12 日に成立（同年同月 19 日に公布）した銀行法等の一部改正（2013 年銀行法等改正）に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直し案である。

そこで、計 3 回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案の内容を紹介する。第 1 回となる本稿のテーマは、見直し（案）の概要である。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案は、公募社債の追加など、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲を拡大する旨提案している。

また、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案は、信用供与等の限度額（自己資本の額に対する割合）について、受信側グループに対する限度額を、「40%」から国際的な標準である「25%」に引き下げる旨提案している。

そして、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案は、受信側グループの合算範囲（「同一人」の範囲）を、議決権 50%超の保有による形式基準に基づく子会社から、実質支配力基準に基づく子法人等、影響力基準に基づく関連法人等まで拡大する旨提案している。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正案は、2014 年 12 月 1 日から施行される予定である。

ただし、経過措置として、信用供与等の限度額を超えている銀行等は、2015 年 2 月 28 日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、その信用供与等につき、施行を 1 年先送りすることができる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140924\\_008973.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140924_008973.html)

## 【25 日】

### 法律・制度のミニ知識 民法改正要綱仮案のポイント ～民法の債権関係部分の改正の方向性が明らかに！～

2014 年（平成 26 年）8 月 26 日に法務省の法制審議会民法（債権関係）部会において「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」が決定され、9 月 8 日に法務省のウェブサイトに掲載された。

このレポートでは、この要綱仮案につき、消滅時効、法定利率、保証債務、債権譲渡、売主の追完義務、「瑕疵」という用語、消費貸借、賃貸借、請負、委任を取り上げた。

今後、2015 年（平成 27 年）の通常国会への法案提出を目指して、保留とされた約款に関する部分を含めて、更なる検討が行われる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140925\\_008975.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140925_008975.html)

## ◇9 月の新聞・雑誌記事・TV 等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
週刊ダイヤモンド (9 月 20 日号)	数字は語る—年収 130 万～200 万円 「割に合わないゾーン」が 女性のステップアップを阻む	是枝 俊悟
Financial Adviser (10 月号)	FP のための会計・税務 ZOOM UP! Vol. 43 ふるさと納税のしくみ	是枝 俊悟

## ◇9 月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
9 月 16 日	年利 2%で運用しても資産は目減りする？ —インフレ下で重要性を増す「非課税」の意義 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20140916_008938.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20140916_008938.html</a>	是枝 俊悟
9 月 24 日	不当表示防止に向けて —課徴金制度の導入など <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20140924_008965.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20140924_008965.html</a>	堀内 勇世